栃木県おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業(パーキングパーミット制度)

令和5年6月から、

妊産婦(多胎児)の方が利用できる期間を延長します

【現行】

妊産婦 原則妊娠7カ月~産後1年の間

【変更後】

妊産婦 原則妊娠7カ月~産後1年の間

妊産婦(多胎児) 原則妊娠6カ月~産後2年の間

(いずれの場合も、出産後は、乳幼児を同伴する場合に限る。)



※令和5年6月時点で2歳未満の多胎児を養育中の方は、利用証の再発行または有効期限の延長ができます。 該当の方は再度申請をお願いいたします。

〇申請方法

(1) 電子申請

栃木県 HP から申請が可能です。

申請からお手元に届くまで約2週間程度お時間をいただいております。お急ぎの方は、利用証交付窓口までお越し下さい。

(2) 郵送申請

栃木県保健福祉課(〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20)まで必要書類を郵送してください。 ※書類の郵送料は御負担ください。

(3) 窓口申請

県、市町及び障害者団体に交付窓口を設置しております。

お近くの交付窓口については、栃木県 HP「利用証交付・返却窓口一覧」を御確認ください。



〇おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業とは

県 HP はこちら▶

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置されている障害のある方などのための駐車スペース を適正に御利用いただくため、栃木県が県内共通の利用証を交付する事業です。

【お問い合わせ】 栃木県 保健福祉部 保健福祉課 地域福祉担当

Tel: 028-623-3047 FAX: 028-623-3131 Email: hofuku@pref.tochigi.lg.jp